

住民と議会をつなぐ

議会だより

2024年
第62号



もちきび

目次

■令和6年度一般会計予算	2～3
■一般質問(3月)	4～10
■修正動議	11
■議決結果賛否一覧表	13
■議会の動き	14

令和6年

発行:栗国村議会
編集:議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東483番地
電話 (098) 988-2222
FAX (098) 988-2281



令和6年度
第2回
3月定例会
予算

令和6年度 一般会計予算

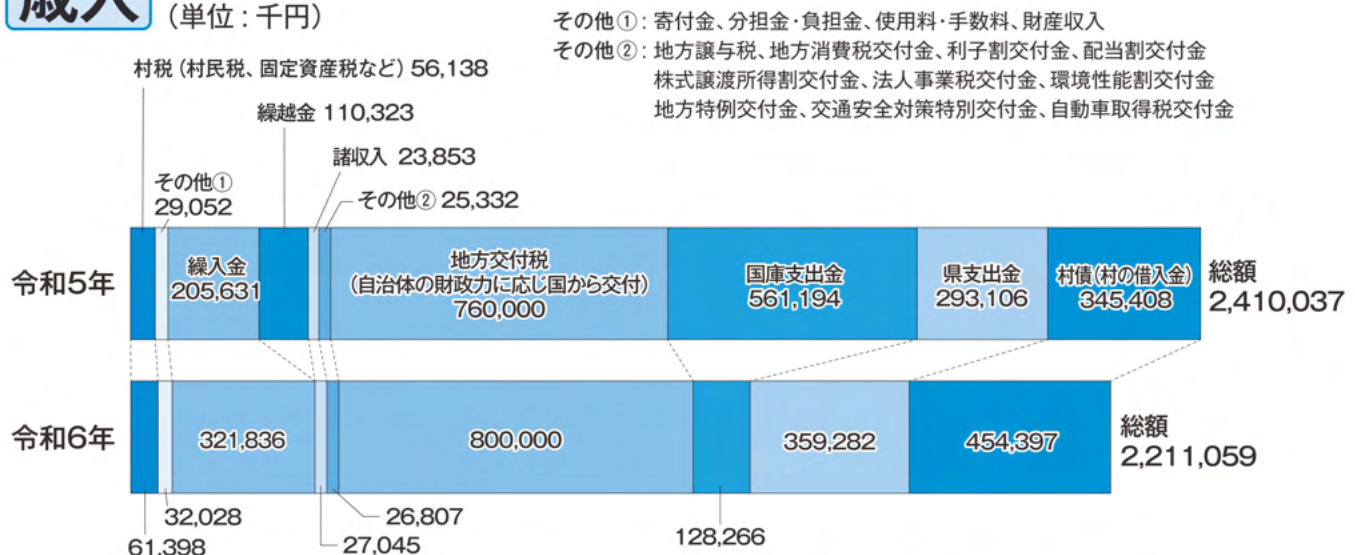
22億1,105万9千円を可決

3月定例会は、3月5日から7日（3日間）の会期で開かれ、初日に村長から令和6年度の施政方針演説がありました。今定例会では、新年度当初予算のほか令和5年度補正予算等21件が提出され、原案のとおり可決されました。前年度に引き続き一括交付金を活用したハブ対策事業、墓地周辺環境整備事業、「ア」のくにづくり推進事業、和牛改良支援事業、学

力向上支援事業や、直営で運営している歯科診療所、とび吉、植物コンテナ、また繰越事業として粟国フェリーターミナル整備、製糖工場宿舍整備、定住促進住宅整備、教員宿舍建設などがあります。子どもの居場所運営事業は、今年度より社会福祉協議会へ委託され、オートキャンプ場は観光協会が指定管理者として指定されました。

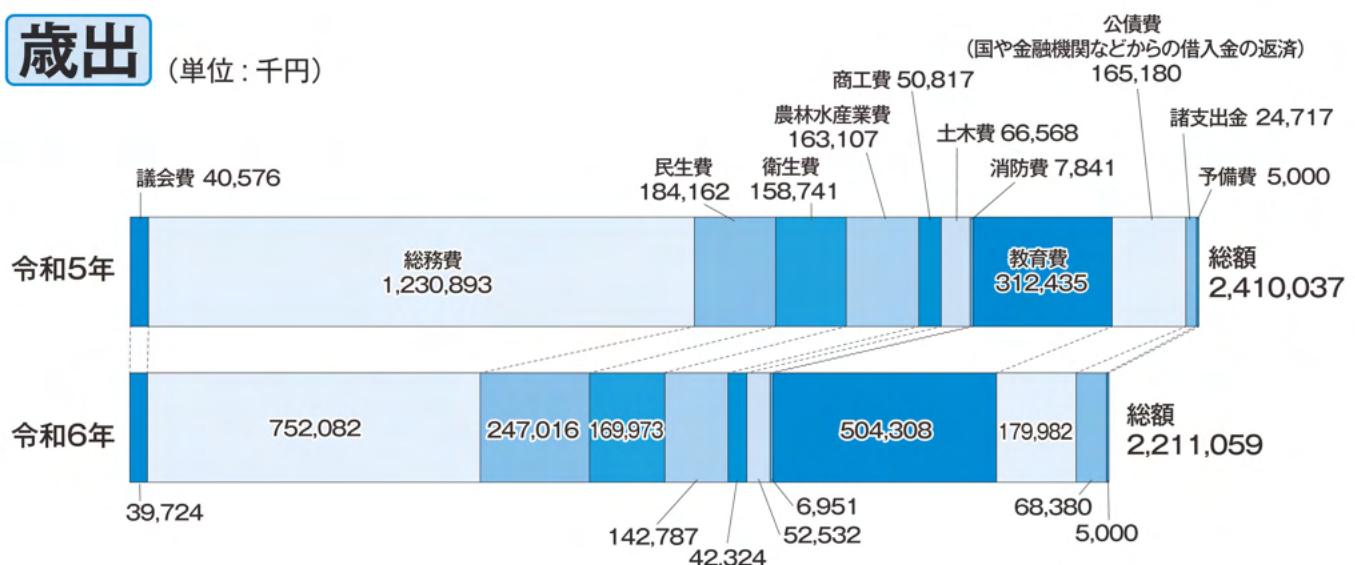
歳入

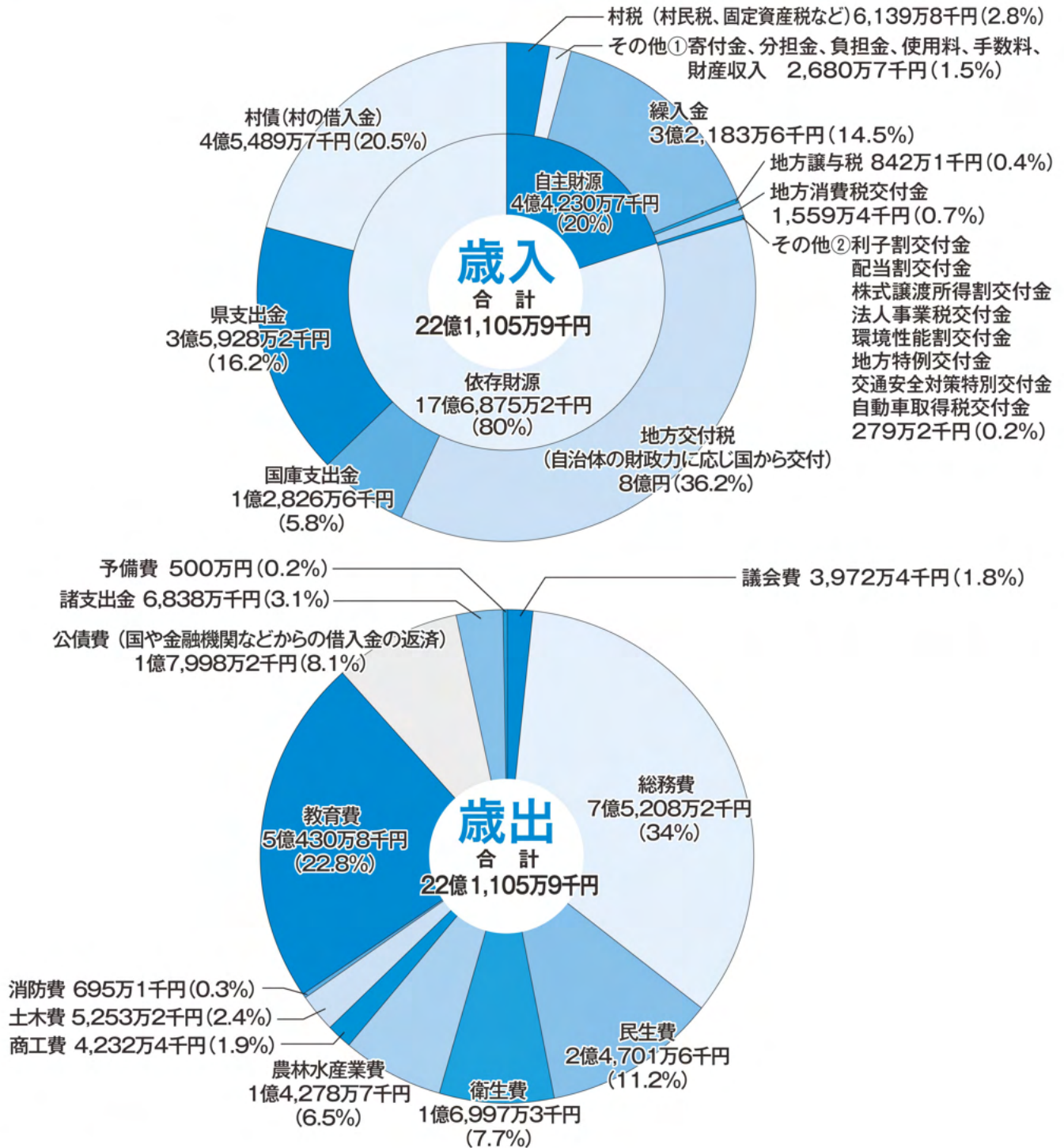
（単位：千円）



歳出

（単位：千円）





令和6年度特別会計歳入歳出予算

（単位：千円、%）

特別会計	令和6年度	令和5年度	前年度比較	
			増減額	増減率
国民健康保険特別会計	92,930	91,048	1,882	2.06
村民牧場特別会計	42,787	40,354	2,433	6.02
後期高齢者医療特別会計	9,219	7,833	1,386	17.69
歯科診療事業特別会計	18,523	18,603	△80	△0.4
特別会計合計	163,459	157,838	5,621	3.56

公営企業会計	収入額	支出額
航路事業会計	516,201	500,269
簡易水道事業会計	86,531	59,489
農業集落排水事業会計	58,560	62,830

* 航路事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は、令和6年度より公営企業会計に移行しました。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

令和6年3月定例会



小橋川 聡 議員

1. 起業者の支援について

Q 質問

①令和5年12月定例会に人口減少について質問しました。その中で村長の答弁の中で、「例えば既にサツマイモに取り組んでいる農家があります。そこら辺の動向を見ながら応援していきたいと考えています。」と答弁していますが、応援したい、もっと力を入れていきたいと言う村長の言葉は農家にとってとても心強く思います。農家

もやる気が出てきている所ではありますが、具体的にどのよう支援策を考えているのか伺います。

A 答弁 高良修一 村長

サツマイモの支援策については、今年度は県の甘藷優良種苗供給体制強化事業を活用して910本の苗を生産農家に提供したところです。また、栗国村農業及び畜産振興交付金の制度がありますので、サツマイモの生産農家が増え、10名以上が加入する団体になれば、例えばサツマイモ部会とか甘藷部会などを立ち上げれば同交付金による支援が行えるものと考えています。また、マージンとの連作は有

効という話も聞いていますので、マージン農家と連携してもすぐその人数に達するのではないかと考えていますので、サツマイモを目指す、望んでいる方が一定以上いらっしゃるようですので、支援したいと考えています。

Q 質問

今の答弁では10名以上そろえてくださいという答弁ですけれども、我が島で農業はなかなか発展してなくて、今実際言うところサツマイモをやっている方は5名ぐらいですか。倍集めないといけない。あと5名探すのにもしかしたら3年、4年、5年かかるかもしれない。先ほど畜産の話もしていたんですけれども、村長が就任して150頭ぐらい。あれから

4年たつても二、三十頭しか増えていない状況。今の村長の10名以上探せと言うならば探しますが、連携して、そこには麦を植えている農家もいる、マージンを作っている農家もいる、ジャガイモ、タマネギ農家も集めての10名でしたらもしかしたら可能かもしれない。そのあたりはどうでしょうか。

A 答弁 高良修一 村長

ぜひマージン農家の皆さんはマージンを収穫した後にサツマイモを植えていただければ、新たなサツマイモ農家がすぐできると思います。その契機としてマージン農家も連携したらいかがでしょうかというご提案をしたところでございます。去年の思いといささかも変わって

おりませんので、ひとつサツマイモ農家が増えることを心から望んでいます。

Q 質問

①栗国村には農業用ため池が4か所あるが、そこには、「赤土流出防止のため農業機械に付いた土を洗い流すのはやめましょう。」と看板があるが、今後農業の発展や海を汚さないためにも役場が洗い場を作るべきだと思いますが今後どのように検討していくのか伺います。

A 答弁 高良修一 村長

次にトラクターの洗い場についてでございますが、今のところ洗い場の整備については考えていません。圃場内で作業した土については、ぜひ圃場内で

処理していただきたいと考えています。圃場内で土をきちんと落としてくれないと、農道が汚れてしまいますので、ぜひ農家の皆様にはそういった考えで、圃場の中で土を落としていただきますと考えております。

Q 質問

トラクターは圃場である程度きれいにはしています。でもトラクターというのとはなかなか大きくて、やっぱりきれいに洗うには水が必要なんです。手作業だけで落としてもやっぱり水で洗わないとどうしてもきれいにならないので、水の出るところで洗って、泥が海へ流れないように沈砂池をつくれればいいと思いますが、ぜひどうでしょうか。

A 答弁 新城光則
経済課長

トラクターの洗い場について、ほかの離島、久米島町ですとか伊江村、渡嘉敷、伊平屋、伊是名のほうに問い合わせしてみました。実際洗い場として整備しているところはないそうです。ただ、畑かん事業、簡水が届いているところについては圃場内で洗っているという事例は聞いています。

Q 質問

他市町村がないからといって、我が島もないというの考え方はどうでしょうか。有名な海の特産品があります。そこも鑑みてぜひ、ほかの島がやっていないからやらないというわけではなくて、ぜひ我が島はやろうというお考

えはないですか。

A 答弁 高良修一 村長

海にも流さないで、なおかつ洗い場をということで、洗い場の周辺に沈砂池が隣接している場所、そういうところは可能であるかもしれませんけれども、沈砂池にたまった土の処理とかも今後また問題になるかもしれません。いいアイデアとは思いますが、そこら辺をどうにか現実にはできる案はないか、県の皆さんにアドバイスを受けたと思っています。

《要望》

沈砂池の近くにぜひ検討してください。

3、2トントラックリース利用状況について

Q 質問

①令和5年12月定例会補正予算にて一括交付金

事業として、2トントラックリース料として、387千円計上されているが、利用状況（走行距離、環境美化事業での利用等）について伺います。

A 答弁 高良修一 村長

2トントラックリースの利用状況、3月4日の時点で環境美化事業で7日間使用しており、走行距離は110キロメートルとなっています。

Q 質問

12月定例会の補正で38万7,000円で、経済課長の答弁では当初予算で743万9,000円、軽トラの2台を購入するということでしたが、一般財源を使うのはちょっともったいないということとで、一括交付金で1月からリースしているという

A 答弁 新城光則
経済課長

ことですが、結局は2か月足らずで7日しか使っていない。どのように計画していたのか伺いたい。

Q 質問

今、計画なしということとで今まで2か月余り、7日間しか使っていないということとで、7日でしたら中山間とかでトラックがありますので、たまに利用しています。わざわざこうい

※質問・答弁は要約して掲載しています。

うリース料を払わなくても2か月足らずで7日間でしたら、その車の利用とかのお考えはなかったですか。

A 答弁 新城光則

経済課長

今回、一括交付金を活用しているものですから、環境美化で使用するという形での計画になっていきます。別の部分に利用するとなると、目的外使用というふうに当たるので、この一括交付金についてはほかのことは考えていませんでした。ただ、令和5年度の当初予算で、前回の12月議会でトラックのほうの発注はしなかったという話がありました。その話の後に何とか、半導体とか確保して、年度内に納車ができるというトラック

の購入ができるのと、それで契約を行いました。それを使えば環境美化以外にほかの部分に使えると考えています。中山間事業についても使用させていたでいていたんですけれども、やっぱり使いたいときに先約があつたりとか、また農家の方たちがいらつしゃつた場合はそちらのほうで優先になるので、そういうことがあるのでリース化した次第です。

Q 質問

農家と連携して農家にも使えるようなことはできるのでしょうか。

A 答弁 新城光則

経済課長

基本的には環境美化とか村の事業があれば、それを主体にやっていきたいと思っています。農家の方

は多目的事業のトラックを使っていたけど、ことになろうかと思いますが、それでも足りない場合とかはまた相談に応じて検討したいと思っています。

《要望》

やっぱり村民から見ても、ずっとトラックが止まっていたらお金の無駄遣いじゃないかと言われますので、今後そういうことがないように、計画してください。



照喜名 英雄 議員

1. 国庫金等の収納について

Q 質問

①令和6年7月12日より、JA粟国支店が信用事

業（銀行業務）を閉じると聞き及びます。地方交付税をはじめ国庫金をはじめその他の公金の収納機関として平成5年に、琉球銀行から粟国村農業協同組合へ収納機関を変更しましたが、今後の運用状況を伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

7月12日よりJA粟国支店が信用事業を閉じるに当たって、農協から店舗編成のお知らせがありましたことから、農協及び郵便局と調整しながら、農協に現在ある口座をそのまま残す口座と、それから沖縄銀行、郵便局等に移行する口座等を調整しながら現在進めているところであります。また、地方公営企業法に基づき、沖縄銀行及び郵便局に簡易水道、農業集落

排水事業、航路等の口座を新設する手続を行っている最中です。基金等の口座につきましては、沖縄銀行に口座を新設したところです。4月以降に農協から資金移動し、農協の口座は解約する計画です。

2. 農業振興について

Q 質問

①日本の食料自給率が問いただされている。粟国村は離島であり食料自給率を意識した問題提起と食料を確保する粟国村の農業の振興の考え方を伺う。

1-1、農作物の植え付けと熟成させるには、肥料などが必要不可欠である、堆肥を作る考えを有しているのか、畜産では放牧して育成させる方法がある

が、期間、地域をかえて放牧させる里山方式なるものがあります。土地改良地区においても、未耕作農地を堆肥づくり（バイオネスト）に活用する方法で栗国村内で堆肥を補充できる循環型農業はできるものと思うが振興構想は栗国村は有しているのか伺う。

次に日本国の食料自給率についてのお話から、農作物の植え付け、里山方式なるものがある。バイオネスト等の振興構想を栗国村は有しているのか。

A 答弁 高良修一 村長

農業振興基本計画を平成27年に作成しております。その中で農村振興テーマとして牛ふんやススキなどの地域資源の活用ということで、農産物の生産効率を高めることを目的

に牛舎から発生する牛ふんを効果的に堆肥生産する堆肥センターを建設する。また、ススキや塩工場で発生する灰など、村内の未利用資源に利用資源を有効に循環活用する。有機栽培に島丸ごとで取り組むことにより、栗国村全体を健康、環境保全の分野においてブランド化を目指すとしています。この計画を基に堆肥センターについて建設の検討も行いましたが、県に事業採択は本村の規模では厳しいというところで今中断しているところですが、バイオネストについては活用できるか、先進地の事例を参考にしながら検討したいと考えています。

Q 質問

112、農業用水の貯水

と配水についての改善を考えているのか、各土地改良地区ごとに計画を持っているのか伺う。

A 答弁 高良修一 村長

土地改良区ごとの農業用水の貯水、配水に関する計画は今作成しております。四志地区と寄草地区については、貯水池が整備されているので国、県の補助事業を活用してマリントankを増やしていきたいと考えています。栗飼地区と金附名地区には貯水池はないことから準備する必要は感じていますが、ご承知のとおり未相続の土地が多いなど、まとまった用地の確保ができなくてなかなか十分進まないと考えています。用地の確保ができれば事業化に向けて県と調整を進めています。

く考えです。

3.行政実績について

Q 質問

①令和6年7月31日に、村長任期満了に当たり、4年間の改善されていないこと、栗国村がこれからやらなければならないことについて伺う。

111 通信交通体制について

112 人材育成について

113 産業振興について

A 答弁 高良修一 村長

通信交通体制についてでございますが、通信については平成30年に光回線が開設されております。携帯電話についても一部電波が入らない地区はあるものの、ほぼ村内で通話ができます。また、村内各所でWi-Fiが利用でき

ます。交通体制については、栗国港の改修工事が令和8年度には完了予定となっておりますので、完了後は静穏性もよくなりフェリーの運航も改善されるものと思います。航空路については、現在往復便が週3回、月15往復のチャーター運航を行っています。が、使い勝手があまりよくないところがあります。村民の望む、毎日運行する定期運行には第一航空社側にとってまだハードルが高く、時間がかかるものと認識しています。

人材育成については、職員的能力、行政の把握、適材適所への人材配置やメリハリのある給与処遇及び職員の人材育成、組織パフォーマンスの向上を目的に令和3年度より人事



※質問・答弁は要約して掲載しています。

評価を本格運用し、職員の質と向上に努めています。また、講師を招聘し研修を実施し、県主催の研修会等へ職員の派遣を積極的に行い人材育成を図っています。ただ、人材育成について体系的な計画ができていない感は否めないと考えています。

産業振興については、特に第一次産業の発展が必要不可欠だと申し上げてまいりました。農業については、農業用水の安定供給が改善されていないと考えています。先ほどの回答と重なりますが、金附名地区や巣飼地区などの貯水池の整備については引き続き取り組んでいくように思います。耕作放棄地については、未相続や所有者不明

の土地の問題で解消されていませんが、解消に向けて農地中間管理機構などの関係機関に相談しながら法的手続を進めて解消に努めていく必要があります。水産業は、近海で捕れた魚が村民に流通されていませんが、これからとび吉で仕入れる体制を進めていくなど、漁業者の収入の向上を図っていく必要があります。

4. ハブ条例制定後の施策について

Q 質問

① ハブ条例は多くの関心が寄せられ新聞報道年間ベスト10に入ると報道された、今後、どのような施策を行うか伺う。

A 答弁 高良修一 村長

まず、前提として栗国村にはハブは定着してお

り、定着してしまった以上撲滅は難しいということ。村民一人一人に認識していただきたいと思っています。そのため令和6年度は専門の講師を招き、住民向け講習会の開催を予定しております。村民一人一人がハブの習性や生態等を学び、ハブに対する知識を深め、対処法や対策等を身につけていただくことでハブに対する恐怖心を少なからず軽減できるものと考えています。また現在、ハブ対策条例に基づきハブに咬まれた際の治療費の支給に加え、不適當構造物の補修材料支給の申請受付を開始しています。が、再度県に一括交付金を活用し、整備を行えないか相談しています。例えば石垣等の不適當構造物の補

修材料費は単費で行うが、施工に関してのみでも補助ができないか。または沖縄特有の石垣の景観を保持するためという目的で整備できないかなどの可能性を模索しながら県に相談しているところです。

Q 質問

1-1、家の周りにハブが生息している恐怖心の軽減など安心して暮らせるハブ対策の一環としての施策を伺う。集落内の環境整備を兼ねて廃屋同然の家屋の取壊実施に向けての考え方を伺う。所有者との交渉の考え方、取壊し予算案など、他の実施体制づくりの構想を伺う。

A 答弁 高良修一 村長

本件に関しましては、栗国村空き家等の適性管理に関する条例等他の条例

が関わってまいりますので、今後ハブ対策としてだけでなく、総合的な課題として検討が必要だと考えています。ちなみに、空き家等の取壊しについては、栗国村空き家等の適性管理に関する条例に基づき行政による代執行は可能ではありますが、この場合においてその費用は当該空き家等及び空き地の所有者等から徴収するのとができるものとするかと定められております。

5. 地方債現在高の現状

Q 質問

① 公債費の償還状況を各会計ごと、令和6年度から10年度間の償還額を起債ごとに元金、利子、計、また、市町村決算統計調査の公債費の状況について伺

う。

A 答弁 高良修一 村長

一般会計の起債は、一般単独事業債、新緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債、公営住宅建設事業債、義務教育施設整備事業債、辺地債、一般補助施設整備等事業債、過疎債、過疎債のソフト事業、減収補填債、臨時財政対策債、ちなみに最初の一般単独事業債と3番目の公共施設等適正管理推進事業債というのが庁舎建設に係る起債でございます。して、一般単独事業債については海港についての起債でございます。その残りは本体につきましては先ほど申し上げました公共施設等の事業債になっていきます。一般会計につきましても、直近で額の多い公債

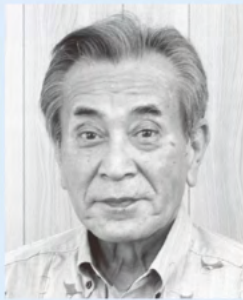
費といたしましては、平成31年度から令和4年度にかけて新庁舎建設用の借入総額が8億7,710万円あり、現在は元金が据置期間ではございますが、利子が約1,000万円発生しており、令和7年度より元金償還が始まり、令和7年度元金が96万円、令和8年度元金450万円、令和9年度2,500万円、令和10年度から全償還が始まり元金3,300万円の償還となります。

(資料配布)

《要望》

地方債の現在高の状況で、航路事業のものが、非常に大きなものが上がっています。多分これは建造費のものとなってくると思いますけれども、これをもつての財政運営とい

うのも、やはり一般からの繰出金という形が出てくるのかなと思っています。今後の、この状況から見てもこの5年間の財政運営というものが相当見込まれますので、ぜひ今後、経常収支比率も90%、令和4年度でも沖縄県内で3団体しか90%を超えている団体はありませんでしたので、この公債費からの影響というものも多分大きなものとなってくると思いますので、今後頑張りたいと思います。



城間 成弘 議員

1. 沖縄県製糖業体制強化対策事業について

Q 質問

令和4年度栗国村製糖工場宿舍整備事業が予算計上されたが、執行されず、令和5年度に繰越し、事業が執行されました。

①当初字東村有地に建設予定でしたが、変更した理由について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

製糖工場の宿舍整備事業で当初字東に建設予定を変更した理由ということでございます。当初東の村有地に3階建てで計画していましたが、確保していた建設予定地で実施設計を受託した会社より、建設予定地周辺の道路は狭小で大型車両及び大型重機の侵入が困難であることから、小型車両及び小型重機で工事を行う必要があるとのことでした。その

場合、基本設計時に算出した後期が4か月ほど増え、その分人件費などの経費も増えることから、工事費が増額することでした。また、資材費も高騰していたことから、3階建てよりも平屋のほうが安価に施工できるという意見をいただきました。そこで新たな建設予定地を探していたところ、大阪航空局が管理していたNPB施設の用地が返還されるという情報を得ましたので、土地の名義人及び管理者である沖縄県と調整した結果、用地の確保が可能になったことから変更に至った次第です。

Q 質問

②令和4年度の繰越額の中で、国、県支出金、地方債、一般財源の内訳につい



※質問・答弁は要約して掲載しています。

て伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

令和4年度の繰越額の内訳は、令和4年度から5年度に繰り越した金額は

7億3,694万4,

000円ですが、その内

訳が国庫補助金が3億8,

400万円、県支出金はあ

りません。地方債は過疎債

で3億3,500万円、一

般財源は1,794万4,

000円です

Q 質問

③変更した場所の土地面積、建物等の面積について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

変更した場所の土地面積、建物等の面積について、土地の面積は3,925平米です。建物の面積は914.86平米で、駐車場などを含めた

外構のアスファルト舗装

面積は1,442平米で

す。差し引き、建物以外の

土地につきましては更地

になります。

Q 質問

④工事期間が令和6年3月31日ですが、繰越手続等について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

繰越手続について、令和5年度中に工事が完成しないことから、国庫補助金を管轄しております沖縄総合事務局と繰越しに向けた調整を進め、令和6年1月30日付で国から繰越承認を受けました。今後、本議会で予算の繰越承認を受けましたら、令和6年12月までの工期延長の契約を行う予定です。

Q 質問

⑤工事請負金額、設計監

理委託料、備品購入費、土地購入費、不動産鑑定委託料、司法書士委託料の実績について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

工事請負金額等の実績について、工事請負費の契約額は5億7,893万円、実施設計委託料が1,749万円、監理委託料は814万円です。土地購入費は621万2,445円、不動産の鑑定委託料は56万440円、司法書士の委託料は49万8,012円となっています。備品購入費は令和6年度の発注になりますが、予算ベースで1,348万3,000円となっています。

Q 質問

⑥宿舍完成後、村が直営

で管理するのか、または指定管理者制度を活用するのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

宿舍完成後の管理については、JAおきなわに指定管理者を予定しているところです。

《要望》

村長から直営のお話もありましたが、当初議会に予算が計上されて、上程されたときにそういう直営ですか。じゃあ9か月間はどうかという質問はありますか。そこで質疑もありました。そこで現在締結されて工事が着工という形になって、完成は12月ですか、そのときに、それまでに本来なら指定管理者制度を細かく精査して、煮詰めて会議をして取決め、あとは栗国村はそういう収益を上げる団

体ではないのです、小さいことですが、建物はそのような損害賠償、原状回復とかいろいろ細かいところまでありますので、JAにはちよつと悪いんですけども、村からまた持ち出しのお金等が出ないような、そしてJAに頑張ってもらって施設を管理してもらような、そういう方向の話合いいろいろあると思いますので、十分それを検討して今後指定管理者制度に持つていくようにやってください。

修正動議

令和6年度一般会計補正予算書に対する
修正案

城間成弘議員他1名より提出

趣 旨

歳出10款4項教育費、幼稚園費2,783万9,000円、同じく幼稚園費、職員手当等の時間外手当「99万1,000円」を「63万1,000円」を削減し、「36万円」とする。

まず令和3年度までは32万3,000円でした。そこで令和4年度の12月補正で補正かけられまして、令和4年度が71万円余り決算で出ております。本来ならなぜ令和4年度から時間外手当が増額したのかというのを自分なりに調査しまして、中身の精査と、そして今回99万1,000円ですか、そういう予算の計上をされて、それを比較してもあまりにも時間外手当、子供たち預かり保育とか、そういうのは関係ありません。そして中身を精査して、二人いますけれども、一人の方は約50時間少し、もう一人の方は300時間近く、この差は何なのか、中身を精査したらいろいろあります。1つが預かり保育は資格を持っている方で、それは二人で交互にやられています。そういう二人の方もしかりですけれども、しかし、もう一人の方は園庭整備、庭の草刈り、草取りとか、そういうのも残業としてやられています。あとは夏休み、冬休み、春休みも子供たちは登校していないにもかかわらず残業をさせられています。本来なら8時出勤して、5時までの間、そういう仕事もできると思いますけれども、あえて残業を与えられて残業している状況です。そういう状況の中で、教育委員会としても調査はしたというんですけれども、なぜ子供たちが登校しない休みのときにわざわざ残業をさせるのかと。それが大変疑問です。そういうことも含めれば、削減、縮減、減額するところはまだまだあります。それも踏まえて、今回63万1,000円を削減して、予算の修正動議として提出しました。

討 論

幼稚園職員時間外手当の削減について

原案
賛成

なし

原案
反対

上江洲智章 議員

私はこの議案第14号 令和6年度栗国村一般会計予算の修正動議に反対いたします。

その中の理由で、まず時間外手当についての話になっていますが、まず法令違反でもない。その中で予算組みをした教育委員会からの説明では、200時間の残業代、それが預かり保育でどうしても1日1時間は残業すると決まっていることを私たちが削減できるかといったらできる状況ではないということ。まず職員が1名足りない。そういう理由も諸々述べていますので、私はこの修正動議には反対いたします。

修正動議の賛否

議案名等	議員名簿										
	出席者	賛成	反対	議決結果	小橋川聡	照喜名英雄	赤嶺真知子	城間成弘	宮里昂	上江洲智章	与那城義幸議長
令和6年度栗国村一般会計補正予算案に対する修正案	7	3	4	否決	×	○	×	○	○	×	×

*可否同数の為、議長裁決となり、議長は賛成し修正案は否決されました。



教育長の自主的辞任を求める決議

照喜名英雄議員他 1 名より提出

内 容

上記は、選挙目的として名刺を作成し、戸別訪問を行っているとした通報があり、配布されたその名刺と挨拶の中に「村長選挙に出ます」との言葉を言われたとのこと。これは地方公務員法、文部科学省事務次官通知の選挙運動禁止事項に抵触され、また公職選挙法にも全ての地方公務員は選挙運動の類似行為はできませんと明示されております。

提出理由

教育長の行為は地方公務員法第 33 条、信用失墜行為の禁止、地方公務員法第 35 条、職務に専念する義務など、あるまじき行為であると証しまして、本決議書を提出した次第です。

討 論

辞任について

原案 賛成

城間成弘 議員

まず第 1 点、地方公務員法、そして公職選挙法に抵触する行為があったということですので、発議第 1 号には賛成といたします。

詳細については、司法のほうがやと思いますので、発議第 1 号に対しては賛成といたします。

原案 反対

上江洲智章 議員

まず、私は動議に反対したいと思います。理由は、私たち議会がこの公職選挙法を取り締まる機関ではまずない。しっかり取り締まる機関が立件し、証拠を持ってきて、この方はこの抵触があるという疑いがある、初めてこちらにこの動議が上がってくるんじゃないのかなど私は思います。

何度も言います。私たち議会は警察でも何でもありません。しっかり捜査するところから上がってきて、立件されて初めて議会に上がってくるべきだと思っている機関ですので、議会で先に決議をするというのは私は反対です。

赤嶺真知子 議員

教育長の自主的辞任を求める決議について、私は反対いたします。

事実関係がはっきりしていないということで、上江洲議員の発言に同意して反対といたします。

賛 否

議員名簿 議案名等	議員名簿									
	出席者	賛成	反対	議決 結果	小橋川 聡	照喜名 英雄	赤嶺 真知子	城間 成弘	宮里 昂	上江洲 智章
教育長の自主的辞任を求める決議	7	4	2	可決	○	○	×	○	○	×

上原一宏 教育長 発言

すべての公務員は、選挙運動類似行為はできません、とあり、また、教育長の行為は地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）、第 35 条（職務に専念する義務）など、のあるまじき行為であるということで発議を提出されていますが、公職選挙法でも立候補の準備行為として立候補の瀬踏み行為は認められています。また、教育長は特別職であり、地方公務員法第 4 条第 2 項の規定により特別職に属する地方公務員法には地方公務員法の適用はありません。

したがって、教育長の行為は地方公務員としてあるまじき行為として決議書を出したのは、根拠のない理由を掲げ、名誉をおとしめるための失墜行為であり、名誉棄損にあたるのではないかと思います。議会の議決権は大変大きな責任があると思います。今後は慎重にご審議をお願いしたいと思います。

*議長に許可を得て、閉会前に発言

令和6年 第2回 粟国村議会定例会において議決した議案

会期：令和6年3月5日～6日

件名	議決年月日	議決の結果	小橋川 聡	照喜名 英雄	赤嶺 真知子	城間 成弘	宮里 昂	上江洲 智章	与那城 義幸
教育長の自主的辞任を求める決議(提出者:照喜名英雄議員)	令和6年3月5日	原案可決	○	○	×	○	○	×	
議案第2号 粟国村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について*人事院勧告を踏まえ、55歳を超える職員の原則昇給停止に対する経過措置の廃止	令和6年3月5日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第3号 粟国村ハブ対策条例の一部改正について*条例第10条の罰則の削除	令和6年3月5日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第4号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	令和6年3月5日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について*粟国村オートキャンプ場を粟国村観光協会に指定管理者として指定	令和6年3月5日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第6号 工事請負契約の締結について*令和5年度粟国村配水管布設工事契約金額の変更	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第7号 令和5年度粟国村一般会計補正予算(第6号)について*歳入歳出118,703千円減額し、予算総額2,745,133千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第8号 令和5年度粟国村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について*歳入歳出1,145千円減額し、予算総額114,853千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第9号 令和5年度粟国村航路事業特別会計補正予算(第5号)について*歳入歳出2,362千円増額し、予算総額455,590千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第10号 令和5年度粟国村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について*歳入歳出47,757千円減額し、予算総額224,940千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第11号 令和5年度粟国村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について*歳入歳出2,043千円減額し、予算総額73,940千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第12号 令和5年度粟国村村民牧場事業特別会計補正予算(第3号)について*歳入歳出8,155千円減額し、予算総額35,665千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	議長
議案第13号 令和5年度粟国村後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)について*歳入歳出210千円を追加し、予算総額8,043千円とする	令和6年3月6日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第14号 令和6年度粟国村一般会計予算に対する修正動議(提出者:城間成弘議員)	令和6年3月7日	原案否決	×	○	×	○	○	×	
議案第14号 令和6年度粟国村一般会計予算について*歳入歳出予算総額2,211,059千円とする	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第15号 令和6年度粟国村国民健康保険特別会計予算について*歳入歳出予算総額92,930千円とする	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第16号 令和6年度粟国村航路事業会計予算について*収入516,201千円、支出500,269千円	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第17号 令和6年度粟国村簡易水道事業会計予算について*収入86,531千円、支出59,489千円	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第18号 令和6年度粟国村農業集落排水事業会計予算について*収入58,560千円、支出62,830千円	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第19号 令和6年度粟国村村民牧場事業特別会計予算について*歳入歳出予算総額42,787千円とする	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第20号 令和6年度粟国村後期高齢者医療特別会計予算について*歳入歳出予算総額9,219千円とする	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
議案第21号 令和6年度粟国村歯科診療事業特別会計予算について*歳入歳出予算総額18,523千円とする	令和6年3月7日	原案可決	○	○	○	○	○	○	
承認第1号 粟国村手数料条例(平成12年粟国村条例第6号)の一部を改正する条例の専決処分について*戸籍法の改正に伴う手数料の改正	令和6年3月7日	承認	○	○	○	○	○	○	

議会の動き

3月	4日	全員協議会
	5日～7日	令和6年第2回栗国村議会定例会
	9日	栗国小中学校卒業式（議員）
	18日	栗国幼稚園修了式（議長）
4月	9日	栗国小中学校入学式（議長、議員）
	10日	栗国幼稚園入園式（議長）
	25日	南部離島町村長議長連絡協議会（議長）
	26日	南部地区市町村議会議長会（議長）
	30日	沖縄振興拡大会議（議長）
5月	13～15日	離島六村議会運営協議会視察研修会・栗国村議会視察研修（議員）
	20～22日	町村議会議長・副議長研修会（議長、副議長）
	24日	沖縄県土木建築部との行政懇談会（議長）

表紙の題字と写真をお寄せください

題字（議会だより）と写真を募集しています。

連絡先：議会事務局

電話：988-2222 FAX：988-2281

Mail：gikai@vill.aguni.okinawa.jp

議会傍聴について

6月定例会は、6月12日（水）開会予定です。

栗国村ホームページ、インフォメーションに栗国村議会・栗国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

役場1階あぐにひろばでも本会議を生中継致します。

【編集後記】

今回離島六村議会運営協議会にて、竹富町に研修に行ってきました。無電柱化整備を視察してきました。台風等で被害が少なくなると説明されました。将来栗国村でも導入できるように要望していきたい。また、訪問税導入に向けた説明もあり、年間観光客数が100万人も来るとかなり自治体の財政負担が大きくなります。今後栗国村も検討すべきだと考えます。

今後も議会だよりを愛読していただけるように努力していきます。

小橋川 聡

議会広報調査特別委員会

委員長 小橋川 聡

副委員長 照喜名 英雄

委員 宮里 昂